

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年6月10日
【計算期間】	第1期 (自 2020年6月25日 至 2021年3月10日)
【ファンド名】	マネックス・アクティビスト・ファンド
【発行者名】	マネックス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 友茂
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【事務連絡者氏名】	鈴木 由美子
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【電話番号】	03-6441-3793
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、8,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型投信の別	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル(日本を含む)	
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	ファミリー ファンド
債券 一般	年6回	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性	(毎月)		
不動産投信	日々	中南米	
その他資産(投資信託証券 (株式一般))	その他	アフリカ 中近東(中東)	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください(<https://www.toushin.or.jp/>)。

該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券(株式・一般)です。
年1回	投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

<ファンドの特色>

個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、エンゲージメントを目的として比較的少数の銘柄へ投資します。

株式の組入れ対象は、潜在的企業価値に対して株価が著しく安価に放置された企業を中心とします。

企業分析では、経営戦略、事業モデル、経営陣の質、財務状況など、財務面と非財務面（ESGを含みます。）からの視点を統合的に取り入れます。

ボトムアップ手法に加えて、適宜、投資家の需要、市場の歪みなどのマーケットインサイトと組み合わせることでポートフォリオを構築します。

対象企業に対しては、目的を持ったエンゲージメント（対話）や提案を行い、企業価値と株主価値の中長期的な向上を目指します。

投資効率も勘案の上、複数年に渡って投資/エンゲージメント（対話）を実施します。

その結果、企業の株価が想定する適正株価に達した場合には、投資回収を行います。

マザーファンドは、カタリスト投資顧問株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

日本の企業セクター、規制環境、社会構造を理解する、日本拠点のプロフェッショナルが助言を行います。

- マザーファンドは特化型運用を行います。
特化型運用とは、一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことを言います。
- マザーファンドの実質的な国内株式市場における投資対象候補銘柄には、構成割合が10%を超える、もしくは超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資助言会社について



カタリスト投資顧問株式会社は、日本の企業セクターの活性化ひいては資本市場の活性化を目標として、上場企業に対する提案とエンゲージメント(対話)を通して投資リターンを追求する運用の実現を主たる業務とし、設立されました。詳しくはwww.japancatalyst.comをご覧ください。カタリスト投資顧問株式会社およびマネックス・アセットマネジメント株式会社は、マネックスグループ株式会社の子会社となります。



取締役会長 松本 大

松本 大が中心となりエンゲージメント活動に積極的に関わります。

1963年埼玉県生まれ。1987年東京大学法学部卒業後、ソロモン・ブラザーズを経て、ゴールドマン・サックスに勤務。1999年、ソニー株式会社との共同出資でマネックス証券株式会社を設立。

2004年にはマネックスグループ株式会社を設立し、以来CEOを務める。また、2020年よりカタリスト投資顧問取締役会長を務める。

エンゲージメント(対話)の特色

- 変革期を迎える日本企業を中心に、経営陣との信頼関係を構築し、信念をもって、多面的にエンゲージメント(対話)を実施していきます。
- 株主価値の向上のみを目指すのではなく、企業価値の向上を促すような視点に立ち、中長期的・継続的に投資家と企業にとって双方に利益となるような提案とエンゲージメント(対話)を行います。
- 投資対象企業とのエンゲージメント(対話)だけではなく、個人投資家への啓蒙や意見の吸い上げを行ない、投資に関わる様々な立場の方々を巻き込んでオープンで総合的な活動を行います。

投資対象とする日本の全上場企業



潜在的企業価値に対して株価が著しく安価に
放置された企業を中心に選択します。

市場の現状を的確に把握

投資家の需給や市場の歪み等から適切な
株価水準を見極めます。

ポートフォリオ構築

エンゲージメント(対話)

投資対象企業に対して
「目的を持ったエンゲージメント(対話)」や提案を行います。

最終受益者を含む様々な関係者との対話を通じて企業価値と株
主価値の中長期的な向上を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下を原則とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

分配方針

原則として、毎年3月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
(ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2020年6月25日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社(マネックス・アセットマネジメント株式会社)

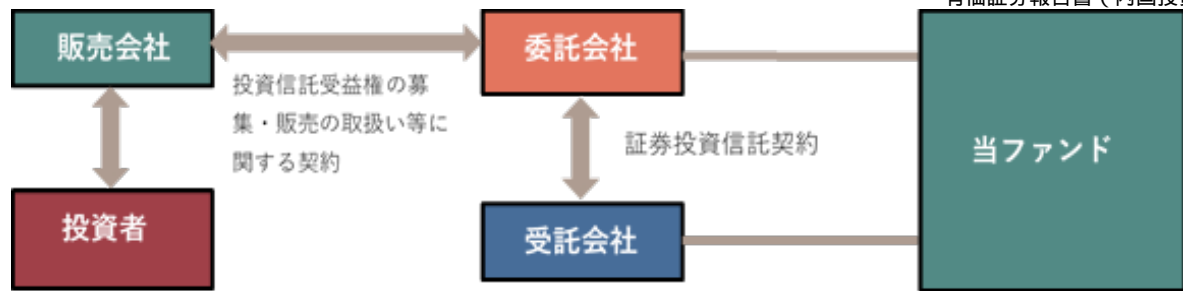
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(ロ)受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ)販売会社

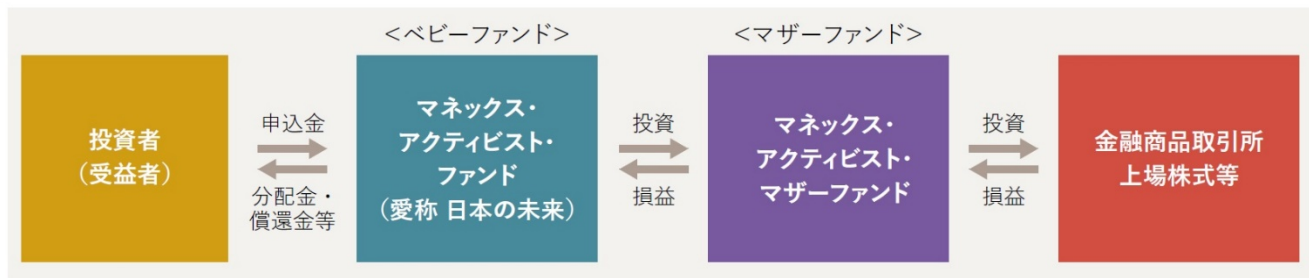
委託会社との間で締結される投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



(ファミリーファンドについて)

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからの資金をまとめてベビーファンドとし、マザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※委託会社は、本ファンドと同じマザーファンドに投資を行うベビーファンドを私募投資信託にて設定・運用を行っております。当該私募投資信託の購入・換金等に伴う資金変動等により、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。また、本ファンドと当該私募投資信託は異なるファンドであるため、ファンドに係る開示等に差異が生じる可能性があります。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

(イ)「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

(ロ)「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しています。当該契約の内容は、受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払事務等に関する規定を包括的に定めています。

委託会社の概況

(イ)資本金の額

1,400百万円(2021年3月末現在)

(ロ)委託会社の沿革

2015年8月28日	会社設立
2015年10月27日	「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更
2015年11月27日	資本金100百万円から250百万円に増資
2016年6月24日	資本金250百万円から500百万円に増資
2018年9月27日	資本金500百万円から900百万円に増資
2020年4月1日	「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」から「マネックス・アセットマネジメント株式会社」に商号変更
2020年9月29日	資本金900百万円から1,400百万円に増資

(八)大株主の状況(2021年3月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	50,000株	100%

(二)金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2882号

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、日本の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- (ロ) マザーファンドの運用にあたって、カタリスト投資顧問株式会社より投資助言をうけます。
- (ハ) 株式に直接投資する場合、株式の組入比率は、通常の状態を実質高位に維持することを基本とします。
- (ニ) デリバティブ取引を行うことができます。
- (ホ) 実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行うことができます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

マネックス・アクティビスト・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式またはADRに直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - A) 有価証券
 - B) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)
 - C) 約束手形
 - D) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - A) 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、マネックス・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマネックス・アクティビスト・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

(イ) 預金

(ロ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(ハ) コール・ローン

(ニ) 手形割引市場において売買される手形

(ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(ヘ) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象と指図範囲

(イ) 上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ハ) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ホ) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)【運用体制】

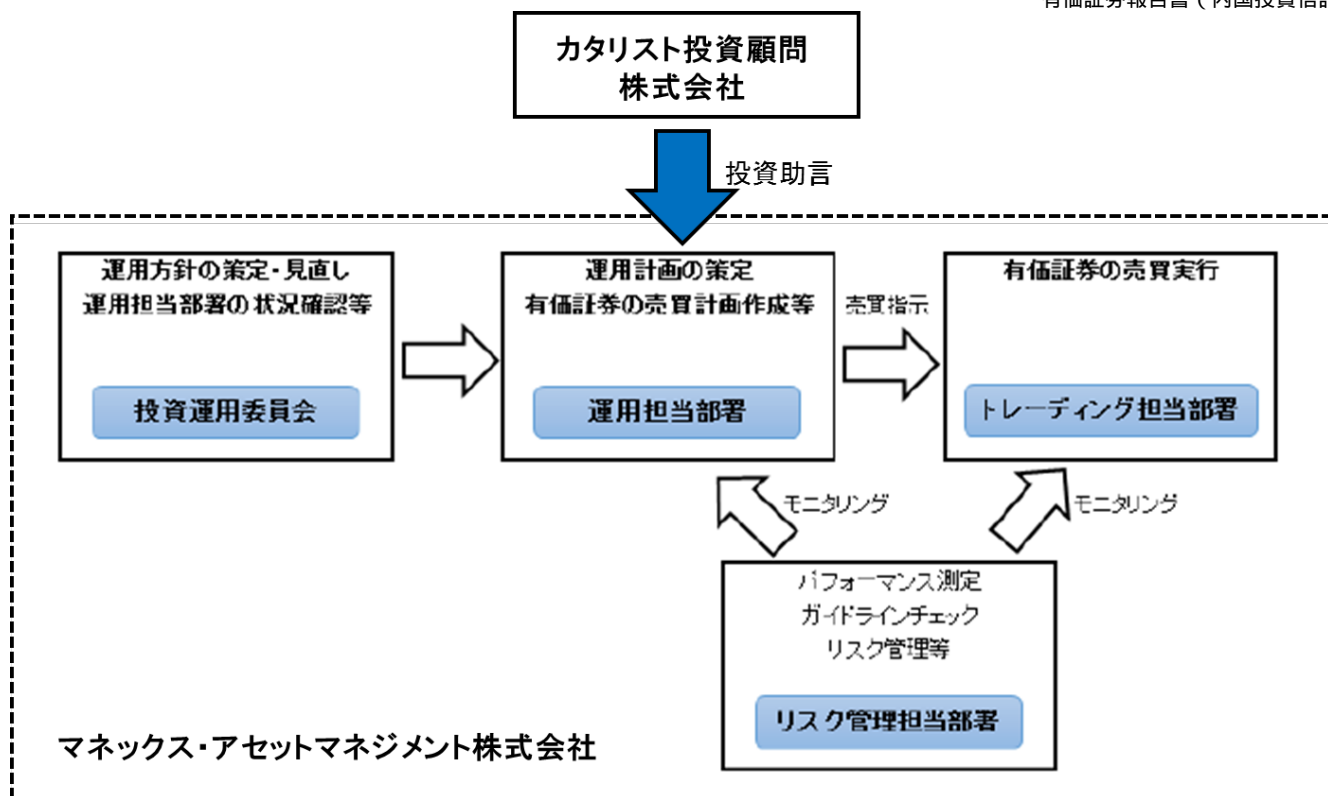
委託会社では、運用に係る組織および権限と責任を明示するとともに、運用を行うにあたって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る規程を定めています。

取締役、運用担当責任者等で構成される「投資運用委員会」は、運用担当部署の状況確認、運用手法の協議および運用方針の策定・見直し等を行います。

「投資運用委員会」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。個別の有価証券等の発注は、運用指図権限を委託した運用担当者が執行します。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、リスク管理担当部署にて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理担当部署にて行われます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を再信託受託会社より受取っています。



上記の体制は、2021年3月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(イ) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(ロ) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(ハ) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、委託者の判断に基づき、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

収益の分配方式

(イ) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

A) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は、約款第22条、第23条および第24条の範囲内で行います。

外国為替予約取引は、約款第27条の範囲内で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ)(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

法令で定める投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)マザーファンドの概要

「マネックス・アクティビスト・マザーファンド」

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)上場株式を主要投資対象とします。なお、ADRに投資する場合があります。

(2) 投資態度

主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資し、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、エンゲージメントを目的として比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、ベンチマークを設定せずに運用を行います。また、ボトム・アップ手法に加えて、適宜、投資家の需要、市場の歪みなどのマーケットインサイトと組み合わせるポートフォリオを構築します。

株式の組入れ対象は、潜在的企業価値に対して株価が著しく安価に放置された企業を中心とします。企業分析では、経営戦略、事業モデル、経営陣の質、財務状況など、財務面と非財務面(ESGを含みます。)からの視点を統合的に取り入れます。

対象企業に対しては、目的を持った対話(エンゲージメント)や提案を行い、企業価値と株主価値の中長期的な向上を目指します。

運用にあたっては、カタリスト投資顧問株式会社より投資助言をうけます。

株式の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

デリバティブ取引を行うことができます。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は、約款第19条、第20条および第21条の範囲内で行います。

外国為替予約取引は、約款第24条の範囲内で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。従って、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体の財政状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券などを売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引ができないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

デリバティブのリスク

デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相互関係性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価額変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被ることがあります。

収益分配金に関する留意事項

収益分配は、計算期間中に発生した運用益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

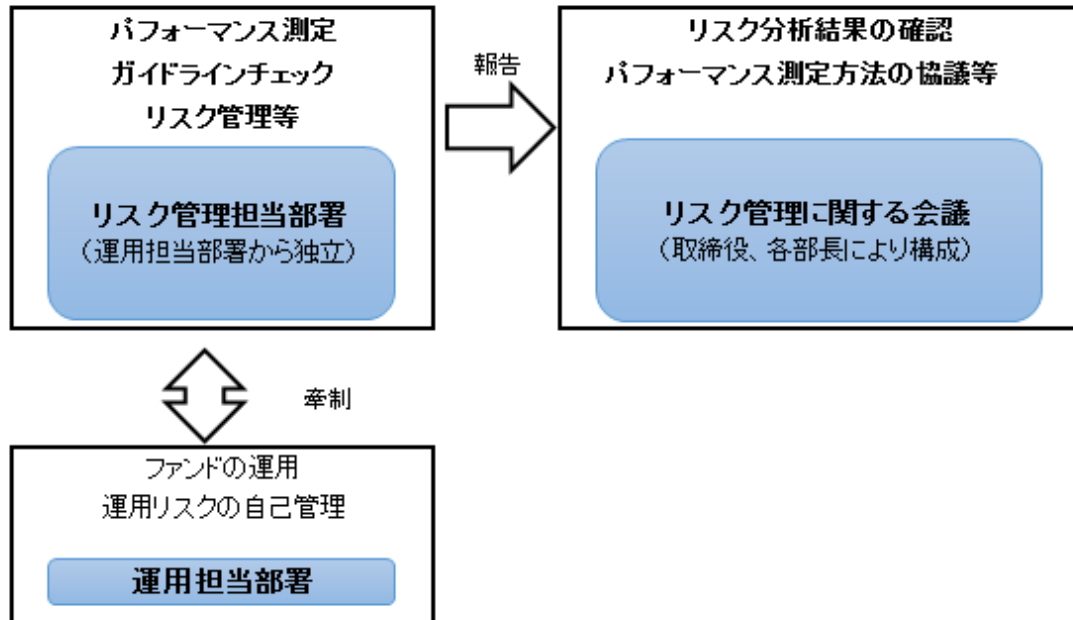
収益分配金は純資産から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意事項

- A) 当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- B) 当ファンドは、投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。
- C) 当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

(2)投資リスクに対する管理体制

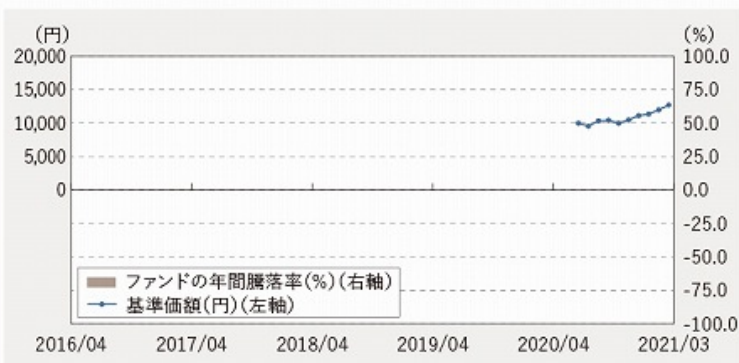
委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、対象ファンドについて、運用パフォーマンス評価と運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等に対象ファンドのリスク分析の結果を報告します。また、当会議体等において、運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。



上記の体制は、2021年3月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

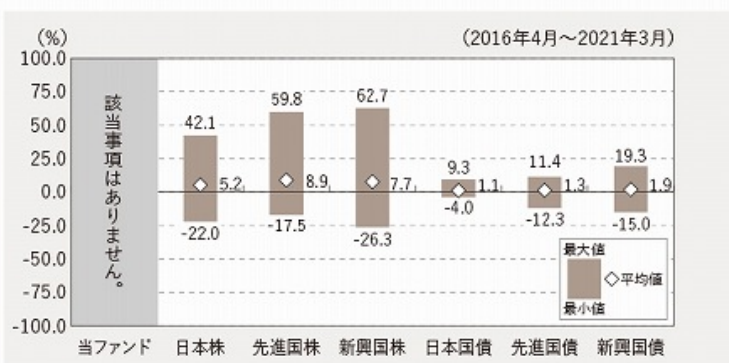
■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。
- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 代表的な資産クラスについて、2016年4月～2021年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドの騰落率については、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株：TOPIX配当込み指数
- 先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
- 新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
- 新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注)海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

騰落率は、FACTSETが提供する各指数をもとに、当社が計算しております。

- 「TOPIX配当込み指数」は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数で、配当を考慮したものです。TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- 「MSCI Kokusai (World ex Japan) Index」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「MSCI EM (Emerging Markets) Index」は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表する、日本の公募利付国債市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 「THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index」は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。

(2) 【換金(解約)手数料】

< 解約手数料 >

ありません。

< 信託財産留保額 >

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（ ）として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

当ファンドの運用管理費用(信託報酬)の総額は、(1)基本報酬に(2)成功報酬を加算して得た額とします。

運用管理費用(信託報酬額)は、毎日計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

(1) 基本報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.20%（税抜2.00%）

基本報酬額 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬の配分 >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年1.10% (税抜1.00%)	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
販売会社	年1.067% (税抜0.97%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(2) 成功報酬

委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬額を受領します。

査定方法は、ファンドの毎計算日における前営業日の10,000口当たりの基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

ハイ・ウォーター・マークは、設定日は10,000円（10,000口当たり）とし、設定日の翌営業日以降、毎計算日において、成功報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担として、毎日計上され、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の手数料等」について、事前に料率、上限額および計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ具体的に記載することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

(イ)収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(原則として配当控除の適用が可能です。))を選択することもできます。

(ロ)換金(解約)時および償還時

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。))を控除した利益。

(ハ)損益通算について

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」のご利用につきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2021年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年3月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,947,072,272	100.80
内 日本	5,947,072,272	100.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	47,140,627	0.80
純資産総額	5,899,931,645	100.00

(参考)マネックス・アクティビスト・マザーファンド

投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	6,308,861,470	92.49
内 日本	6,308,861,470	92.49
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	512,032,300	7.51
純資産総額	6,820,893,770	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	625,280,000	9.17
内 日本	625,280,000	9.17

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年3月末日現在)

銘柄名	通貨 国・地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率
1 マネックス・アクティビスト・マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託 受益証券	4,140,261,955	1.3934 5,769,315,462	1.4364 5,947,072,272	- -	100.80%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

(2021年3月末日現在)

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.80%

合計	100.80%
----	---------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)マネックス・アクティビスト・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ジャフコ グループ	日本・円 日本	株式 証券、商品先物取引業	182,900	6,500.00 1,188,850,000	6,580.00 1,203,482,000	- -	17.64%
2	第一生命HLDGS	日本・円 日本	株式 保険業	257,000	1,902.36 488,906,533	1,902.00 488,814,000	- -	7.17%
3	N T N	日本・円 日本	株式 機械	1,026,000	335.93 344,671,961	341.00 349,866,000	- -	5.13%
4	東 宝	日本・円 日本	株式 情報・通信業	65,500	4,262.81 279,214,352	4,490.00 294,095,000	- -	4.31%
5	エイチ・ツー・オーリテイリング	日本・円 日本	株式 小売業	293,900	955.35 280,780,049	916.00 269,212,400	- -	3.95%
6	ヤマハ発動機	日本・円 日本	株式 輸送用機器	90,000	2,575.84 231,826,395	2,711.00 243,990,000	- -	3.58%
7	豊田自動織機	日本・円 日本	株式 輸送用機器	22,300	10,029.14 223,649,879	9,860.00 219,878,000	- -	3.22%
8	鳥居薬品	日本・円 日本	株式 医薬品	68,900	2,992.11 206,156,854	3,000.00 206,700,000	- -	3.03%
9	不二製油グループ	日本・円 日本	株式 食料品	68,100	3,048.11 207,576,886	2,953.00 201,099,300	- -	2.95%
10	平和不動産	日本・円 日本	株式 不動産業	46,500	3,380.00 157,170,000	3,455.00 160,657,500	- -	2.36%
11	九電工	日本・円 日本	株式 建設業	35,800	3,716.85 133,063,378	4,230.00 151,434,000	- -	2.22%
12	メガチップス	日本・円 日本	株式 電気機器	40,900	3,185.00 130,266,500	3,530.00 144,377,000	- -	2.12%
13	王子ホールディングス	日本・円 日本	株式 パルプ・紙	201,500	704.63 141,984,535	716.00 144,274,000	- -	2.12%

14	新光電気工業	日本・円 日本	株式 電気機器	32,700	2,783.00 91,004,100	3,425.00 111,997,500	- -	1.64%
15	パイロットコーポレーション	日本・円 日本	株式 その他製品	28,600	3,545.00 101,387,000	3,530.00 100,958,000	- -	1.48%
16	OSJB HD	日本・円 日本	株式 建設業	317,800	280.00 88,984,000	296.00 94,068,800	- -	1.38%
17	NIPPO	日本・円 日本	株式 建設業	27,800	3,015.84 83,840,461	3,020.00 83,956,000	- -	1.23%
18	信越化学	日本・円 日本	株式 化学	3,700	17,665.85 65,363,679	18,610.00 68,857,000	- -	1.01%
19	富士紡ホールディングス	日本・円 日本	株式 繊維製品	17,100	4,037.40 69,039,671	4,000.00 68,400,000	- -	1.00%
20	三菱UFJフィナンシャルG	日本・円 日本	株式 銀行業	102,600	622.17 63,835,480	591.70 60,708,420	- -	0.89%
21	三越伊勢丹HD	日本・円 日本	株式 小売業	72,000	837.05 60,267,649	778.00 56,016,000	- -	0.82%
22	ブリヂストン	日本・円 日本	株式 ゴム製品	12,400	4,476.61 55,510,028	4,475.00 55,490,000	- -	0.81%
23	AGC	日本・円 日本	株式 ガラス・土石製品	11,500	4,377.15 50,337,226	4,630.00 53,245,000	- -	0.78%
24	富士フイルムHLDGS	日本・円 日本	株式 化学	7,500	6,299.00 47,242,500	6,571.00 49,282,500	- -	0.72%
25	リクルートホールディングス	日本・円 日本	株式 サービス業	9,000	5,098.02 45,882,206	5,401.00 48,609,000	- -	0.71%
26	世紀東急	日本・円 日本	株式 建設業	51,500	946.98 48,769,880	931.00 47,946,500	- -	0.70%
27	JFEホールディングス	日本・円 日本	株式 鉄鋼	35,000	1,262.88 44,201,085	1,363.00 47,705,000	- -	0.70%
28	住友電工	日本・円 日本	株式 非鉄金属	28,100	1,684.50 47,334,450	1,658.00 46,589,800	- -	0.68%
29	りそなホールディングス	日本・円 日本	株式 銀行業	99,000	454.10 44,955,900	464.80 46,015,200	- -	0.67%
30	第一三共	日本・円 日本	株式 医薬品	13,300	3,200.00 42,560,000	3,225.00 42,892,500	- -	0.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.49%
合計	92.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
----	------

建設業	5.53%
食料品	3.61%
繊維製品	1.64%
パルプ・紙	2.12%
化学	3.55%
医薬品	4.04%
石油・石炭製品	0.68%
ゴム製品	0.81%
ガラス・土石製品	0.78%
鉄鋼	1.20%
非鉄金属	1.24%
機械	6.33%
電気機器	6.86%
輸送用機器	7.47%
その他製品	1.48%
電気・ガス業	0.31%
陸運業	1.15%
情報・通信業	6.02%
卸売業	1.18%
小売業	5.64%
銀行業	1.56%
証券、商品先物取引業	17.64%
保険業	7.17%
その他金融業	0.38%
不動産業	2.48%
サービス業	1.60%
合計	92.49%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0306月	買建	32	624,378,599	625,280,000	9.17%

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発

表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2021年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2020年6月25日)	3,265,489,412	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2021年3月10日)	5,640,859,498	5,640,859,498	1.2396	1.2396
2020年6月末日	3,307,087,884	-	0.9973	-
7月末日	3,409,660,064	-	0.9529	-
8月末日	3,824,390,940	-	1.0320	-
9月末日	3,937,595,362	-	1.0406	-
10月末日	3,886,002,849	-	0.9966	-
11月末日	4,128,355,695	-	1.0450	-
12月末日	4,498,430,346	-	1.1103	-
2021年1月末日	4,782,966,587	-	1.1336	-
2月末日	5,371,472,999	-	1.1963	-
3月末日	5,899,931,645	-	1.2686	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	24.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

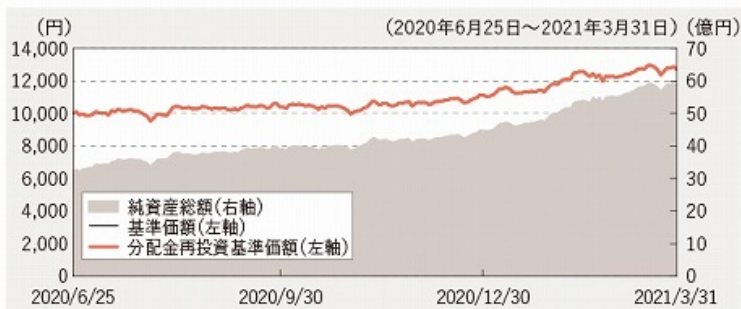
(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	5,102,384,698	551,697,105	4,550,687,593

(注)第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

参考情報 運用実績（基準日：2021年3月31日）

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。
 ※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。

分配の推移(税引前)

第1期	2021年3月	0円
設定来累計		0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※投資比率は当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■ マネックス・アクティビスト・ファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	100.80
内 日本	100.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△0.80
純資産総額	100.00

(注)追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのずれ等により、比率が100%をこえる場合があります。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率 (%)
1	マネックス・アクティビスト・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	100.80

■ マネックス・アクティビスト・マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率 (%)
株式	92.49
内 日本	92.49
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7.51
純資産総額	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率 (%)
1	ジャフコグループ	株式	日本	17.64
2	第一生命HLDGS	株式	日本	7.17
3	NTN	株式	日本	5.13
4	東宝	株式	日本	4.31
5	エイチ・ツー・オーリテイリング	株式	日本	3.95
6	ヤマハ発動機	株式	日本	3.58
7	豊田自動織機	株式	日本	3.22
8	鳥居薬品	株式	日本	3.03
9	不二製油グループ	株式	日本	2.95
10	平和不動産	株式	日本	2.36

組入上位5業種

順位	業種	投資比率 (%)
1	証券、商品先物取引業	17.64
2	輸送用機器	7.47
3	保険業	7.17
4	電気機器	6.86
5	機械	6.33

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率 (%)
株価指数先物取引(買建)	9.17

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。
 ※ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。ただし、2020年は設定日から年末までの収益率、2021年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
 委託会社のホームページ等で運用状況を開示します。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

取得の申込みは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

当ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)と収益分配金を税引後で再投資する「自動継続投資コース」のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- 受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせ下さい。

また、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断した場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1)申込単位

販売会社が定める単位

ただし、「自動継続投資コース」により収益分配金を税引後で再投資による取得申込については、1口単位とします。

(2)申込手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。

(3)申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

(4)払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が定める所定の期日までに払込むものとします。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し換金(解約)の請求をすることができます。

受益者が換金(解約)の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、換金(解約)の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

換金(解約)の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われ、かつ、換金(解約)受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金(解約)の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよび既に受付けた換金請求の受付を取り消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

(1)解約単位

販売会社が定める単位

(2)解約価額

解約価額は、解約請求の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。

(3)信託財産留保額

解約請求の受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額とします。

(4)解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求の受付日より起算して5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

主な投資対象の評価方法

(イ) マザーファンド受益証券

原則として、当ファンドの基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

(ロ) 株式

原則として、当該株式が上場されている金融商品取引所における当ファンドの基準価額計算日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行いません。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

マネックス・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.monex-am.co.jp>

電話番号：03-6441-3964（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2020年6月25日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

償還条件等

(イ) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (八) 書面決議において、受益者(委託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 上記(ロ)から(二)までの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあつて、上記(ロ)から(二)までの取扱いを行うことが困難な場合にも適用しません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (チ) 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記(ロ)に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとし、なお(イ)から(ト)に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項((イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、(イ)の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- (ト) (イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

(イ)他の受益者の氏名または名称および住所

(ロ)他の受益者が有する受益権の内容

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし、双方から契約満了日3ヵ月前までに特段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.monex-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、ファンドの決算時及び償還時に、運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則としてあらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社を通じて交付します。この交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

運用報告書(全体版)については、委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金(解約)の請求をする権利を有します。

なお、換金には制限があります。詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、2020年6月25日から2021年3月10日までとなっております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2020年6月25日から2021年3月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

マネックス・アクティビスト・ファンド

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第1期 (2021年3月10日現在)
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		293,900,000
親投資信託受益証券		5,640,098,055
未収入金		4,780,152
流動資産合計		5,938,778,207
資産合計		5,938,778,207
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,780,152
未払受託者報酬		979,762
未払委託者報酬		292,060,930
その他未払費用		97,865
流動負債合計		297,918,709
負債合計		297,918,709
純資産の部		
元本等		
元本	1	4,550,687,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		1,090,171,905
(分配準備積立金)		936,231,654
元本等合計		5,640,859,498
純資産合計		5,640,859,498
負債純資産合計		5,938,778,207

(2)【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第1期 (自 2020年6月25日 至 2021年3月10日)
		金 額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益		1,270,699,656
営業収益合計		1,270,699,656
営業費用		
受託者報酬		979,762
委託者報酬		292,060,930
その他費用		97,865
営業費用合計		293,138,557
営業利益又は営業損失()		977,561,099
経常利益又は経常損失()		977,561,099
当期純利益又は当期純損失()		977,561,099
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		41,329,445
期首剰余金又は期首欠損金()		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		157,680,061
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		157,680,061
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,739,810
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		3,739,810
分配金	1	-
期末剰余金又は期末欠損金()		1,090,171,905

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 (2021年3月10日現在)
1. 1 期首元本額	3,265,489,412円
期中追加設定元本額	1,836,895,286円
期中一部解約元本額	551,697,105円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,550,687,593口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 (自 2020年6月25日 至 2021年3月10日)
1. 1 分配金の計算過程	計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(26,124,184円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(910,107,470円)、信託約款に規定される収益調整金(153,940,251円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,090,171,905円(1万口当たり2,395.62円)ですが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 (自 2020年6月25日 至 2021年3月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立した運用リスク管理担当部署がリスクを把握、管理し、運用担当部署への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また、運用リスク管理の結果については定期的にリスク管理に関する会議体等に報告をしております。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 (2021年3月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (2021年3月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,157,110,425
合計	1,157,110,425

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 (2021年3月10日現在)
1口当たり純資産額	1.2396円
(1万口当たり純資産額)	(12,396円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	マネックス・アクティビスト・マザーファンド	4,050,921,537	5,640,098,055	
親投資信託受益証券 合計		4,050,921,537	5,640,098,055	
合計		4,050,921,537	5,640,098,055	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「マネックス・アクティビスト・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりであります。

「マネックス・アクティビスト・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	(2021年3月10日現在)
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		218,023,948
株式		6,248,806,600
派生商品評価勘定		2,439,693
未収入金		230,741,616
未収配当金		9,534,200
差入委託証拠金		23,040,000
流動資産合計		6,732,586,057
資産合計		6,732,586,057
負債の部		
流動負債		
前受金		2,950,993
未払金		237,622,606
未払解約金		4,780,152
流動負債合計		245,353,751
負債合計		245,353,751
純資産の部		
元本等		
元本	1	4,659,303,164
剰余金		
剰余金又は欠損金()		1,827,929,142
元本等合計		6,487,232,306
純資産合計		6,487,232,306
負債純資産合計		6,732,586,057

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2021年3月10日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	500,000,000円
同期中追加設定元本額	4,912,519,024円
同期中一部解約元本額	753,215,860円
元本の内訳 ファンド名 マネックス・アクティビスト・ファンド ジャパン・カタリスト・ファンド(一般投資家私募)	4,050,921,537円 608,381,627円
計	4,659,303,164円
2. 受益権の総数	4,659,303,164口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2020年6月25日 至 2021年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスク等であります。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立した運用リスク管理担当部署がリスクを把握、管理し、運用担当部署への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また、運用リスク管理の結果については定期的にリスク管理に関する会議体等に報告をしております。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2021年3月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあり ます。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金 銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近 似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項につい ての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場 価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契 約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名 目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に 係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2021年3月10日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
株式	759,839,761
合計	759,839,761

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期
末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2021年3月10日 現在			評価損益(円)
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	
市場取引				
先物取引				
買 建	434,305,007	-	436,770,000	2,464,993
合計	434,305,007	-	436,770,000	2,464,993

(注) 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2021年3月10日現在
1口当たり純資産額	1.3923円
(1万口当たり純資産額)	(13,923円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
NIPPO	26,100	3,015.00	78,691,500	
世紀東急	44,300	943.00	41,774,900	
九電工	34,600	3,700.00	128,020,000	
ミクシィ	3,400	2,690.00	9,146,000	
アサヒグループホールディング	4,100	4,891.00	20,053,100	
コカ・コーラボトラーズJHD	13,500	1,951.00	26,338,500	
不二製油グループ	57,000	3,040.00	173,280,000	
大黒天物産	1,300	6,310.00	8,203,000	
ビックカメラ	21,100	1,162.00	24,518,200	
三越伊勢丹HD	59,400	845.00	50,193,000	
富士紡ホールディングス	14,800	4,035.00	59,718,000	
トヨタ紡織	8,400	1,797.00	15,094,800	
オイシックス・ラ・大地	5,000	2,590.00	12,950,000	
コスモス薬品	1,000	16,400.00	16,400,000	
セブン&アイ・HLDGS	6,100	4,384.00	26,742,400	
東レ	26,800	703.60	18,856,480	
王子ホールディングス	194,600	704.00	136,998,400	
住友化学	19,300	555.00	10,711,500	
信越化学	3,200	17,510.00	56,032,000	
三菱瓦斯化学	5,900	2,549.00	15,039,100	
日本ゼオン	9,000	1,597.00	14,373,000	
セブテーニHLDGS	29,500	424.00	12,508,000	
電通グループ	6,300	4,035.00	25,420,500	

花 王	4,700	7,221.00	33,938,700
武田薬品	8,000	3,997.00	31,976,000
鳥居薬品	61,900	2,987.00	184,895,300
第一三共	13,300	3,200.00	42,560,000
オリエンタルランド	1,500	17,235.00	25,852,500
電通国際情報S	2,600	3,795.00	9,867,000
富士フイルムHLDGS	8,500	6,299.00	53,541,500
資 生 堂	4,100	8,090.00	33,169,000
出光興産	8,900	2,900.00	25,810,000
ENEOSホールディングス	42,500	494.30	21,007,750
ブリヂストン	11,300	4,472.00	50,533,600
神戸製鋼所	32,700	728.00	23,805,600
JFEホールディングス	31,400	1,251.00	39,281,400
三菱マテリアル	8,000	2,488.00	19,904,000
DOWAホールディングス	6,800	4,495.00	30,566,000
住友電工	28,100	1,684.50	47,334,450
OSJB HD	350,100	280.00	98,028,000
リクルートホールディングス	4,200	4,919.00	20,659,800
豊田自動織機	20,200	10,050.00	203,010,000
小松製作所	7,200	3,343.00	24,069,600
栗田工業	5,700	4,460.00	25,422,000
SANKYO	8,300	2,994.00	24,850,200
N T N	900,200	335.00	301,567,000
日 立	5,700	5,230.00	29,811,000
富士電機	8,100	4,490.00	36,369,000
日本電気	3,800	6,300.00	23,940,000
富 士 通	2,300	15,695.00	36,098,500
メガチップス	41,400	3,185.00	131,859,000
新光電気工業	39,500	2,783.00	109,928,500
京 セ ラ	2,800	7,402.00	20,725,600
村田製作所	5,600	9,020.00	50,512,000
日東電工	2,800	9,150.00	25,620,000
東海理化電機	4,000	1,908.00	7,632,000
三菱重工業	8,200	3,309.00	27,133,800
日野自動車	17,200	1,033.00	17,767,600
ヤマハ発動機	91,300	2,569.00	234,549,700
キヤノン	12,700	2,361.00	29,984,700
パイロットコーポレーション	28,600	3,545.00	101,387,000
三井物産	7,100	2,310.50	16,404,550
三菱商事	9,600	3,145.00	30,192,000
エイチ・ツー・オーリテイリング	283,600	955.00	270,838,000
三菱UFJフィナンシャルG	45,100	591.50	26,676,650
りそなホールディングス	123,700	454.10	56,172,170
日立キャピタル	2,500	3,280.00	8,200,000
オリックス	28,200	1,848.50	52,127,700
ジャフコ グループ	223,300	6,500.00	1,451,450,000

第一生命HLDGS	256,500	1,901.50	487,734,750	
平和不動産	46,500	3,380.00	157,170,000	
東日本旅客鉄道	3,200	8,343.00	26,697,600	
西日本旅客鉄道	2,900	6,680.00	19,372,000	
SGホールディングス	9,600	2,442.00	23,443,200	
日本テレビHLDS	17,600	1,482.00	26,083,200	
KDDI	8,900	3,489.00	31,052,100	
北陸電力	20,500	713.00	14,616,500	
東邦瓦斯	2,400	6,530.00	15,672,000	
東宝	66,700	4,260.00	284,142,000	
日本空港ビルデング	2,900	5,080.00	14,732,000	
合計	3,599,700		6,248,806,600	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年3月末日現在)

資産総額	5,949,351,979円
負債総額	49,420,334円
純資産総額(-)	5,899,931,645円
発行済数量	4,650,838,452口
1単位当たり純資産額(/)	1.2686円

(参考) マネックス・アクティビスト・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	6,949,486,306円
負債総額	128,592,536円
純資産総額(-)	6,820,893,770円
発行済数量	4,748,707,712口
1単位当たり純資産額(/)	1.4364円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡および譲渡制限

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

(イ)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(ロ)当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(ハ)前記(イ)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金（解約）の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2021年3月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

過去5年間における主な資本金の増減

2016年6月24日	資本金250百万円から500百万円に増資
2018年9月27日	資本金500百万円から900百万円に増資
2020年9月29日	資本金900百万円から1,400百万円に増資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、すべての取締役で組織される取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

増員または欠員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。

代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

取締役、運用担当責任者等で構成される投資運用委員会は、運用担当部署の状況確認、運用手法の協議および運用方針の策定・見直しなどを行います。

運用担当者は、投資運用委員会において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定し、当ファンドのポートフォリオを構築するために運用担当部署から独立したトレーディング担当部署に個別の有価証券の売買実行を指示します。

トレーディング担当部署は、個別の有価証券の売買を実行する前に指示内容を確認した上で、最良執行を目指して売買の執行を行います。

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果については、運用担当部署にフィードバックされ、必要に応じて是正されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。問題点の改善方法の提言等も含めて評価結果を委託会社の経営陣に報告する内部監査態勢を構築しています。

上記の体制は、2021年3月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	17	20,566
合計	17	20,566

百万円未満は四捨五入

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
また、第6期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第4期 (2019年3月31日現在)		第5期 (2020年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		649,698		245,536
前払費用		1,035		1,627
未収委託者報酬		9,769		4,734
未収運用受託報酬		541		1,063
その他		12,314		16,369
流動資産計		673,359		269,331
固定資産				
有形固定資産	1	3,485	1	3,444
建物		2,466		1,541
器具備品		1,018		1,903
無形固定資産		118,841		148,574
ソフトウェア		118,841		118,356
ソフトウェア仮勘定		-		30,218
投資その他の資産		60,535		48,298
投資有価証券		51,869		48,298
長期差入保証金		8,666		-
固定資産計		182,862		200,317
資産合計		856,221		469,649
(負債の部)				
流動負債				
預り金		2,244		4,260
未払金		6,130		3,165
未払手数料		3,574		4,648
未払費用		13,205		16,368
未払法人税等		7,355		6,147
流動負債計		32,510		34,591
固定負債				
繰延税金負債		572		41
固定負債計		572		41
負債合計		33,082		34,632
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		900,000		900,000
資本剰余金		900,000		900,000
資本準備金		900,000		900,000
利益剰余金		978,157		1,363,240
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		978,157		1,363,240
株主資本計		821,842		436,759
評価・換算差額等				
その他の有価証券評価差額金		1,296		1,743

評価・換算差額等計	1,296	1,743
純資産合計	823,139	435,016
負債・純資産合計	856,221	469,649

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	34,835		28,346	
運用受託報酬	27,742		34,049	
営業収益計		62,578		62,396
営業費用				
支払手数料	16,299		19,941	
広告宣伝費	15,108		13,547	
調査費	54,074		71,752	
委託調査費	53,498		70,949	
その他調査費	576		803	
委託計算費	10,396		8,920	
営業雑経費	2,638		2,946	
通信費	1,346		1,575	
協会費	1,292		1,370	
営業費用計		98,518		117,107
一般管理費				
給料	177,998		204,845	
役員報酬	24,987		31,090	
給料・手当	133,319		147,807	
法定福利費	19,691		25,948	
交際費	164		256	
旅費交通費	1,849		1,870	
租税公課	11,875		9,711	
不動産賃借料	14,073		15,149	
退職給付費用	3,226		4,459	
固定資産減価償却費	1 30,738		1 43,484	
諸経費	38,737		50,444	
一般管理費計		278,662		330,222
営業損失()		314,602		384,933
営業外収益				
受取利息	4		4	
雑収入	205		797	
営業外収益計		209		801
経常損失()		314,393		384,132
特別利益				
新株予約権戻入益	2,000		-	
特別利益計		2,000		-
税引前当期純損失()		312,393		384,132
法人税、住民税及び事業税		950		950
当期純損失()		313,343		385,082

(3)【株主資本等変動計算書】

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	500,000	500,000	500,000	664,814	664,814	335,185
当期変動額						
新株の発行	400,000	400,000	400,000	-	-	800,000
当期純損失()	-	-	-	313,343	313,343	313,343
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	400,000	400,000	400,000	313,343	313,343	486,657
当期末残高	900,000	900,000	900,000	978,157	978,157	821,842

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	その他の有 価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	2,000	337,185
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	800,000
当期純損失()	-	-	-	313,343
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	1,296	1,296	2,000	703
当期変動額合計	1,296	1,296	2,000	485,953
当期末残高	1,296	1,296	-	823,139

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	900,000	900,000	900,000	978,157	978,157	821,842
当期変動額						
当期純損失()	-	-	-	385,082	385,082	385,082
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	385,082	385,082	385,082
当期末残高	900,000	900,000	900,000	1,363,240	1,363,240	436,759

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有 価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,296	1,296	823,139
当期変動額			
当期純損失()	-	-	385,082
株主資本以外の項 目の当期変動額(純 額)	3,040	3,040	3,040
当期変動額合計	3,040	3,040	388,122
当期末残高	1,743	1,743	435,016

注記事項**(重要な会計方針)**

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第4期 (2019年3月31日現在)	第5期 (2020年3月31日現在)
建物	744	73
器具備品	1,938	2,636

2. 関係会社に対する資産及び負債
重要性がないため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産	842	3,238
無形固定資産	29,896	40,246

2. 関係会社との取引高
重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,000	10,000	-	40,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	134	-	134	-	-

(変動事由の概要)

新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っていません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第4期 (2019年3月31日現在)			第5期 (2020年3月31日現在)		
	貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	649,698	649,698	-	245,536	245,536	-
(2)未収委託者報酬	9,769	9,769	-	4,734	4,734	-
(3)未収運用委託報酬	541	541	-	1,063	1,063	-
(4)投資有価証券	51,869	51,869	-	48,298	48,298	-
(5)長期差入保証金	8,666	8,666	-	-	-	-
資産計	720,544	720,544	-	299,632	299,632	-
(1)未払金	(6,130)	(6,130)	-	(3,165)	(3,165)	-
(2)未払手数料	(3,574)	(3,574)	-	(4,648)	(4,648)	-
負債計	(9,704)	(9,704)	-	(7,814)	(7,814)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第4期 (2019年3月31日現在)			第5期 (2020年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	50,000	51,869	1,869	10,000	10,135	135
	小計	50,000	51,869	1,869	10,000	10,135	135
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	40,000	38,163	1,837
	小計	-	-	-	40,000	38,163	1,837
合計	50,000	51,869	1,869	50,000	48,298	1,702	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第4期3,226千円、第5期4,459千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第4期 (2019年3月31日現在) (千円)	第5期 (2020年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	293,203	413,026
その他	5,482	3,230
繰延税金資産小計	298,685	416,257
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注1)	293,203	413,026
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	5,482	3,230
評価性引当額小計	298,685	416,257
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	572	41
繰延税金負債合計	572	41
繰延税金負債純額	572	41

(注1) 評価性引当額が117,572千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を119,822千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	-	-	413,026	413,026
評価性引当額	-	-	-	-	-	413,026	413,026
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実行率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都港区	(被所有) 直接51.01%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	408,080	-	-
その他の関係会社	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	(被所有) 直接44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	352,000	-	-

(注1) 当社の増資時に発行株式を引き受けたものであります。

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が無いため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	20,578円47銭	10,875円41銭
1株当たり当期純損失金額	8,928円21銭	9,627円06銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失	313,343千円	385,082千円
普通株主に係る当期純損失	313,343千円	385,082千円

期中平均株式数	35,095株	40,000株
---------	---------	---------

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,074,833
前払費用		1,579
未収委託者報酬		86,076
未収運用受託報酬		1,217
その他		9,827
	流動資産計	1,173,533
固定資産		
有形固定資産	1	3,031
建物		1,478
器具備品		1,553
無形固定資産		133,726
ソフトウエア		131,350
ソフトウエア仮勘定		2,375
投資その他の資産		32,467
投資有価証券		32,467
	固定資産計	169,225
資産合計		1,342,759
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,822
未払金		2,257
未払手数料		86,087
未払費用		19,263
未払法人税等		7,824
	流動負債計	117,256
固定負債		
繰延税金負債		755
	固定負債計	755
負債合計		118,012
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		1,576,964
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,576,964
	株主資本計	1,223,035
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,711
	評価・換算差額等計	1,711

純資産合計	1,224,746
負債・純資産合計	1,342,759

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	85,933	
運用受託報酬	19,736	
その他	650	
営業収益計		106,319
営業費用		
支払手数料	85,061	
広告宣伝費	25,919	
調査費	41,265	
委託調査費	40,986	
その他調査費	279	
委託計算費	3,260	
営業雑経費	2,584	
通信費	1,716	
協会費	867	
営業費用計		158,091
一般管理費		
給料	102,051	
役員報酬	13,206	
給料・手当	74,738	
法定福利費	14,106	
交際費	39	
旅費交通費	201	
租税公課	11,543	
不動産賃借料	6,845	
退職給付費用	2,457	
固定資産減価償却費	1	25,896
諸経費	13,618	
一般管理費計		162,655
営業損失()		214,426
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	26	
営業外収益計		27
経常損失()		214,399
特別利益		
投資有価証券売却益	1,150	
特別利益計		1,150
税引前中間純損失()		213,249
法人税、住民税及び事業税		474
中間純損失()		213,724

(3) 中間株主資本等変動計算書

第6期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証 券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	900,000	900,000	900,000	1,363,240	1,363,240	436,759	1,743	1,743	435,016
当中間期変動額									
新株の発行	500,000	500,000	500,000	-	-	1,000,000	-	-	1,000,000
当中間期純損失 ()	-	-	-	213,724	213,724	213,724	-	-	213,724
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	3,454	3,454	3,454
当中間期変動額合計	500,000	500,000	500,000	213,724	213,724	786,275	3,454	3,454	789,730
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,576,964	1,576,964	1,223,035	1,711	1,711	1,224,746

注記事項**(重要な会計方針)**

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年でありま

す。
無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)
建物	136
器具備品	2,986

2. 関係会社に対する資産及び負債

重要性がないため、記載を省略しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	413
無形固定資産	25,483

2. 関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	40,000	10,000	-	50,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	1,074,833	1,074,833	-
(2)未収委託者報酬	86,076	86,076	-
(3)未収運用受託報酬	1,217	1,217	-
(4)投資有価証券	32,467	32,467	-
資産計	1,194,594	1,194,594	-
(1)未払金	(2,257)	(2,257)	-
(2)未払手数料	(86,087)	(86,087)	-
負債計	(88,345)	(88,345)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	30,000	32,467	2,467
	小計	30,000	32,467	2,467
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,000	32,467	2,467

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	24,494円93銭
1株当たり中間純損失金額	5,328円55銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失金額	213,724千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失金額	213,724千円
普通株式の期中平均株式数	40,109株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2021年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下同じ)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額(百万円) 2021年3月末現在	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2021年3月末現在	事業の内容
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社新生銀行	512,204	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・処分、信託財産の計算、信託財産に関する報告書の作成等を行います。

(2)販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求を受け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

3 【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3 【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

2020年8月13日

有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 印
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社（旧会社名 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社（旧会社名 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月28日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネックス・アクティビスト・ファンドの2020年6月25日から2021年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アクティビスト・ファンドの2021年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月13日

マネックス・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

貞廣 篤典

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中村 方昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。